

明石市チャレンジ・スタートアップ事業者支援補助金 応募要領

1 明石市チャレンジ・スタートアップ事業者支援補助金の交付申請について

(1) 本補助金の交付申請をされる方は、以下の事項にご承諾のうえ、申請してください。

★補助金交付対象者となった場合は、

- ① 市ホームページなどに事業者名や事業内容を掲載すること。
- ② 本補助金を活用した事業であることを表記・掲示すること。
- ③ 次年度の説明会等において、開発した商品の無償提供（貸出も可）や実績報告書の掲示等に協力すること。
- ④ 可能な範囲で説明会や成果報告会などに参加すること。
- ⑤ その他、市が主催する事業やイベントへの商品の紹介や提供（貸出も可）などに可能な範囲で協力すること。

(2) 昨年度までに申請した内容（不採択の場合も含む）とほぼ同一の内容での申請や、同一年度に本市の補助金（明石市商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業補助金、あかし市民活動応援助成金）を受ける事業者（個人を含む）は申請できませんので、ご注意ください。

2 事業の内容

項目	内容	特記事項
趣 旨	明石市及び明石産品の認知度向上や市の産業の更なる振興を図るため、新商品・新サービスの開発や販路の開拓・拡大にチャレンジ・スタートアップしようとする、活力ある市内の事業者の取組を支援することを目的とした、「明石市チャレンジ・スタートアップ事業者支援補助金」により、それに要する経費の一部を補助しようとするものである。	
対象となる取組	(1)新商品・新サービスを開発するための取組 (2)販路を開拓・拡大するための取組	(1)同一の申請内容（取組）において本市以外の補助金等を受けている場合は、その金額を控除した額が補助対象経費となります。 (2)同一申請者（事業者）による申請は、年1件とします。 (3)実施年度内に具体的な事業の実施が必要です。事業が実施されない場合は、補助金の交付対象外（補助金返還の対象）となります。
対 象 者	(1)市内に本社・本店(主たる事業所)がある中小企業者・小規模事業者(個人事業主を含む) (2)申請年度中に市内で創業を予定されている方	(1)中小企業信用保険法第2条第1項及び第3項に規定する者 (2)は下記のいずれかの者とします。 ①特定創業支援等事業を受けた創業者又は受ける予定の者 ②政策金融公庫等金融機関の創業支援

項目	内容	特記事項
		融資を受ける者又は受ける予定の者 ※「受ける予定の者」が受けなかった（受けられなかった）場合は、補助対象外となります。
※対象外となる事業者	(1)明石市税を滞納している者。 (2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行う者 (3)明石市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団関係者	(1)応募最終日時点で、納税状況を確認します。
補助率及び限度額	補助対象経費の2/3以内 上限500千円	対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（その額に千円未満の数があるときは、これを切り捨てた額）又は500千円のいずれか低い額
補助対象経費 ※補助対象経費は消費税及び地方消費税を除いた額	(1)機器等購入費（新規購入、改造・改築等含む） (2)広報・宣伝費 (3)ウェブサイト関連費 (4)展示会等出展費 (5)旅費 (6)開発（原材料）費 (7)資料購入費 (8)賃借料 (9)委託費	(1)申請内容(取組)の遂行に必要な不可欠な機器の購入等に要する経費 ※土地・建物の購入など一部対象外有 (2)新商品・新サービスの周知又は販路開拓に向けたパンフレット、ポスター、チラシ等の作成、及び広報媒体等を活用するために必要な経費 (3)販路開拓等を行うためのウェブサイトやECサイト等の開発、構築をするために必要な経費 (4)展示会等への新商品の出品、販路開拓のための出展、又は商談会に参加するために必要な経費 (5)事業計画書に基づく販路開拓（展示会等の会場との往復を含む。）等を行うために必要な経費 (6)新商品の試作品や包装パッケージの試作品の開発などに伴う原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために必要な経費 (7)申請内容(取組)の遂行に必要な不可欠な書籍等を購入するために必要な経費 (8)申請内容(取組)の遂行に必要な不可欠な機器・設備等のリース・レンタルに必要な経費 ※レンタカー(車)等一部対象外有 (9)上記(1)から(8)に該当しない経費であって、申請内容(取組)の遂行に必要な不可欠な業務の一部を第三者に委託(委任)・外注するために必要な経費（自ら実行することが困難な業務に限る。例:商品開発などのための相談・

項目	内容	特記事項
		助言等のコンサル料など) ※取組内容の主たる部分又は補助金の大部分を一括して委託等することは不可

3 申請方法および申請書類

(1) 申請期間

令和8年5月1日（金曜日）～6月30日（火曜日）

(2) 申請手続き

「明石市チャレンジ・スタートアップ事業者支援補助金」申請受付フォーム（外部サイト）からお申し込みください。

申請にあたっては、明石商工会議所や明石市産業振興財団の経営相談も活用しながら、事業計画書の作成をご検討ください。

(3) 申請時に提出する書類

- ・事業計画書（様式第1号-1）

※創業予定者はそれに関わる事業計画書を提出してください。

- ・収支予算書（様式第1号-2）

- ・事業者の確認書類

【法人の場合】

法人の全部事項証明書または登記簿謄本
（市内で操業していることがわかる書類）

【個人事業主の場合】

個人事業の開廃業届出書または確定申告書
（市内で操業していることがわかる書類）

【創業予定者の場合】

- ・特定創業支援等事業の受講を証明する書類

- ・日本政策金融公庫等の創業支援融資を受けていることを証明する書類

※受講予定で受講されなかった場合は補助対象外となります。

4 審査

(1) 審査方法

審査委員会による書類審査およびプレゼンテーション審査を実施します。

「明石市チャレンジ・スタートアップ事業者支援補助金審査要領」に基づき、以下の7項目で審査を行います。

- ① 事業計画の有効性
- ② 認知度向上の期待
- ③ 産業振興への貢献度
- ④ 新規性・独自性や販路拡大の可能性
- ⑤ 経営方針・目標の妥当性
- ⑥ 創意工夫の有無
- ⑦ 環境に配慮した事業かどうか

※ 応募者多数の場合は、書類審査で上位者を選出し、プレゼンテーション審査を実施します。

(2) 審査結果の通知

審査結果は通知にてお知らせします。採択者には「補助金交付決定通知書」を、不採

択者には「補助金不交付決定通知書」を送付します。

5 採択後の手続き

(1) 補助事業の変更

補助事業内容（事業計画や経費配分等）を変更する場合は、事前に所定の様式で「補助事業変更申請書」を提出し、承認を受けてください。ただし、補助金の目的や効果に影響がない変更は申請不要です。

変更が生じた場合は、必ず事前に商工政策課へご連絡ください。

提出書類

- ・補助金変更交付申請書（様式第4号）
- ・変更後の事業計画書（様式第1号-1）
- ・変更後の収支予算書（様式第1号-2）

(2) 補助事業の中止・廃止

補助事業を中止する場合や事業遂行が困難となった場合は、事前に商工政策課へ連絡のうえ、所定の様式で「補助事業中止（廃止）届出書」を提出し、承認を受けてください。年度末までに事業が完了しない場合や事業を中止した場合は、補助金の交付対象外（補助金返還の対象）となります。

提出書類

- ・補助事業中止（廃止）届出書（様式第6号）

(3) 実績報告

事業完了後、速やかに実績報告書を提出してください。

提出書類

- ・補助事業実績報告書（様式第7号、7号-1）
※写真やチラシ等資料も添付してください。
- ・収支決算書（様式第7号-2）
- ・支出証明書類（領収書等の写し）

(4) 補助金確定・支払い

実績報告書をもとに対象経費を審査し、補助金額を確定後、書面で通知します。補助金は確定後、補助事業者からの請求により支払います。

提出書類

- ・補助金請求書（様式第9号）

6 スケジュール

項 目	日 程
募集期間	5月1日～6月30日（2か月）
説明会	5月11日
書類審査	7月～
プレゼンテーション審査	7月下旬
補助金の交付決定（補助事業の開始）	8月15日
実績報告（補助事業の終了） 補助金確定、支払い	3月末まで